

平成 30 年 12 月 25 日

あぶくま信用金庫

## 当金庫の地区内へお引越しを予定されているお客さまへ ～住宅ローン等のご融資のお取扱い開始について～

2018 年 8 月に法令が改正され、信用金庫の地区内へのお引越しを予定されているお客さまが信用金庫の会員になることが可能になりました。

本改正を受けて、当金庫では、10 月開催の平成 30 年度臨時総代会において定款の一部変更の決議を行いました。これにより、当金庫では、12 月 19 日より地区内へお引越しを予定されているお客さまへの住宅ローン等のご融資のお取り扱いができるようになりましたので、お知らせいたします。

今後、当金庫の地区内へお引越しを予定されているお客さまで、住宅ローン等のご融資のご相談等がございましたら、下記照会先または本支店にお気軽にお問合わせください。

### 記

#### 1. 今回の改正等により住宅ローン等のお取り扱いが可能となるお客さま

原則、以下の要件に該当される個人の方

当金庫の地区外から地区内にお引越しをするため、次のような契約を締結した方

- ・不動産会社等と宅地又は住宅の売買契約
- ・住宅メーカー等と住宅の建設・リフォーム等の工事請負契約

※詳細につきましては、下記照会先または本支店にお問合わせください。

#### 2. 当金庫の地区

福島県 南相馬市、相馬市、いわき市、福島市、伊達市、二本松市、本宮市、郡山市、  
田村市  
相馬郡 新地町、飯舘村  
双葉郡 浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、川内村、葛尾村  
伊達郡 国見町、桑折町、川俣町  
田村郡 三春町、小野町  
安達郡 大玉村  
宮城県 岩沼市  
亶理郡 亶理町、山元町  
仙台市（旧泉市、宮城郡宮城町、名取郡秋保町を除く）  
名取市

#### 3. 本件照会先

あぶくま信用金庫 審査管理部（電話：0244-23-5132）

以 上